

上越市ガス水道局指名停止措置

令和6年2月26日更新

| 業者名 | 指名停止期間 | 指名停止の事由 |
|----------------------------------|--------------------------------------|---|
| 株式会社小野組 (新潟県胎内市西栄町2-23) | 令和6年2月26日から 令和6年4月25日まで (2か月) | 新発田地域振興局農村整備部が発注した平木田柳原地区取水工第1次工事の競争入札に関し、当該業者の常務取締役が、令和5年10月11日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたもの。 |
| 株式会社久米設計 (東京都江東区潮見2丁目1番22号) | 令和6年2月13日から 令和6年4月12日まで (2か月) | 宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事設計委託の競争入札に関し、当該業者の九州支社長及び顧問が、令和5年11月16日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 |
| 株式会社バイオポリ上越 (上越市大字辰尾新田1番地) | 令和5年11月2日から 令和5年12月13日まで (6週間) | 上越市発注の「令和5年度燃やせるごみ指定袋作製業務(その2)・(その3)委託」及び「令和5年度生ごみ指定袋作製業務(その2)・(その3)委託」において、設備老朽化による故障の頻発、材料の乾燥不足によるやり直し作業の発生、従業員の退職による人員不足など受注者の責による理由で納入期限までに製品を納品できず、納期延長を繰り返し(5回)行ったため。 |
| 水道機工株式会社 (東京都世田谷区桜丘5-48-16) | 令和5年5月22日から 令和5年9月21日まで (4か月) | 経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局より監督処分(営業停止45日間)を受けたため。 |
| 株式会社水機テクノス (東京都世田谷区桜丘5-48-16) | | |
| 西田建設株式会社 (上越市大潟区土底浜1690-1) | 令和5年3月23日から 令和5年4月5日まで (2週間) | 新潟県警察本部警務部装備施設課発注の施設第5号上越警察署(仮称)大潟交番改築工事において、令和4年10月26日、工期関係者1名が2階仮設作業床上から転落し、負傷(背骨及び脊髄損傷)する事故を発生させたため。 |
| 有限会社南波工務店 (上越市三和区末野新田1657-1) | | |